

健健発 0318 第 3 号
令和 4 年 3 月 18 日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公印省略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」（令和3年11月26日健発1126第1号厚生労働省健康局長通知）により「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日健発0614第1号、令和2年10月9日健発1009第1号一部改正厚生労働省健康局長通知）を廃止したところである。同通知を廃止するまでの間に、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（以下「キャッチアップ接種」という。）を予定している。

キャッチアップ接種の内容等については、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について」（令和3年12月28日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡。以下「12月事務連絡」という。）においてお示ししていたとおり、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を一部改正し、令和4年4月1日から施行する予定である。

このため、同政令の改正内容を含め、キャッチアップ接種の開始に当たって留意いただきたい内容を、改めて下記のとおり整理した。各自治体におかれでは、下記の内容について御了知いただき、キャッチアップ接種の実施に向けた接種体制の構築等に取り組んでいただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いする。

なお、本通知の下記の内容は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添える。

記

1. キャッチアップ接種の対象者について

キャッчアップ接種の対象となる者（以下「キャッчアップ対象者」という。）については、HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子とする。

また、接種機会の確保の観点から、キャッчアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代（平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子及び平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子）についても、順次キャッчアップ対象者とする。具体的には、平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子については、令和4年度は従来のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を受けることが可能であるため、令和5年度及び令和6年度のみキャッчアップ接種の対象となる。平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子については、令和4年度及び令和5年度は従来のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を受けることが可能であるため、令和6年度のみキャッчアップ接種の対象となる。

2. キャッчアップ接種の実施期間について

キャッчアップ対象者の接種機会の確保や、自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッчアップ接種を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

3. キャッчアップ対象者への周知・勧奨方法について

（1）基本的な考え方

キャッчアップ接種の実施に当たっては、キャッчアップ対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンの有効性・安全性（ベネフィットとリスク）に関する情報等や、希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を、丁寧かつ確実に提供することが重要である。このため、厚生労働省において、キャッчアップ接種に関するリーフレットを作成の上、令和4年3月末までに各自治体宛てに提供することを予定している。当該リーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただき、キャッчアップ対象者へ確実な周知に努め

ることとされたい。

また、キャッチアップ接種について、法第8条の規定による勧奨を行うこと。具体的には、予診票の個別送付を行うこと等により、接種を個別に勧奨することが考えられる。その場合には、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）でお示しした相談支援体制・医療体制等の整備状況や、各自治体におけるHPVワクチンの供給・接種体制等、地域の実情を踏まえて検討すること。

なお、キャッチアップ対象者は、16歳以上であることを踏まえ、キャッチアップ対象者に対しては、HPVワクチンの接種後においても、子宮頸がん予防の観点から、子宮頸がん検診や性感染症予防対策が引き続き重要である点について、併せて周知されたい。

（2）留意事項

キャッチアップ対象者の中には、既にHPVワクチンの任意接種又はヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を完了した者（以下「接種完了者」という。）が含まれることから、下記の点に留意されたい。

- ・ 予防接種台帳等により接種完了者であることが判明している者については、周知・勧奨を行わないこと。
- ・ 任意接種を受けた場合や接種完了後に転居した等により、現在住民票が登録されている市区町村では予防接種台帳等により接種歴を確認できない者は、周知・勧奨の対象から除外することが困難なため、こうした者に対しては、医療機関において、予診時に確実に過去の接種歴を確認すること。

4. HPVワクチンの接種を自費で受けた者に対する償還払いについて

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を自費で受けた方が存在する。こうした方に対して、市区町村の判断で、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うことが考えられる。

こうした場合の市区町村における標準的な取扱いについて、別添のとおり、必要な事項を定めた要綱（例）をお示しするので、各市区町村におかれでは、ご参照されたい。償還払いを実施する場合には、キャッチアップ接種が令和4年4月1日から可能となることを踏まえ、令和4年4月以降、予算等の準備が整い次第、順次開始することが考えられる。

なお、当該要綱（例）は、あくまで地方自治法上の技術的な助言であり、各市区町村の判断により、内容を一部改変して実施することも差し支えない旨申し添える。ただし、申請先については、申請者の転居等による混乱を防ぐため、令和4年4月1日時点に住民登録のある市区町村に申請することとすることが適当であると考えられる。

5. その他

（1）接種中断者や交互接種の取扱いについて

キャッチアップ対象者のうち、HPVワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者（以下「接種中断者」という。）への対応については、第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における議論も踏まえ、以下のとおり対応されたい。

- ・ 接種中断者についても、1回又は2回接種した後の接種間隔にかかわらず、キャッチアップ対象者となること。
- ・ 接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。
- ・ 残りの回数の接種を行う場合、従来どおり、標準的な接種方法をとることができない場合の間隔とすること（詳細は、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」の第2の7を参照すること。）。
- ・ 過去に接種歴のあるHPVワクチンと同一の種類のワクチンを使用すること。ただし、過去に接種したHPVワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するHPVワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のHPVワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性等についても、十分な説明を行うこと。その際、厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ（HPVワクチンに関するQ&A等）、都道府県や協力医療機関等からの情報を参考にされたい。

（2）予診票の変更について

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に係る予診票については、定期接種実施要領において、参考様式をお示ししているところである。

キャッチアップ接種については、記3（2）の留意事項のほか、キャッチアップ対象者には接種中断者が含まれること、民法の一部を改正する法律（平成30

年法律第 59 号) の施行等を踏まえ、今般、様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票を変更することとした。

令和 4 年度以降、予診票を送付する際には、変更後の予診票を参考に使用することとされたい。なお、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者(キャッチアップ対象者を除く。)に対しては、従来の予診票を使用した場合であっても差し支えないことを申し添える。

(3) 定期接種実施要領の一部改正について

上記(1)、(2)の内容等を踏まえ、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について(令和 4 年 3 月 18 日健発 0318 第 17 号厚生労働省健康局長通知)のとおり、定期接種実施要領の一部を改正しているため、ご留意いただきたい。

(4) 副反応疑い報告制度等の取扱いの一部改正について

キャッチアップ接種についても、法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づく副反応疑い報告の対象となる。キャッチアップ接種の実施に伴い、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長通知)について、「「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について」(令和 4 年 3 月 18 日健発 0318 第 19 号、薬食発 0318 第 13 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長通知)のとおり改正しているため、ご留意いただきたい。

(5) H P V ワクチンの接種状況調査について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の実施状況については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種実施状況に関する調査について(依頼)」(令和元年 10 月 3 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)のとおり、報告いただいているところであり、引き続き、キャッチアップ接種を含め、定期的な調査を実施するのでご協力願いたい。なお、当該調査における調査方法、様式等については、令和 4 年 3 月末までに一部変更の上、お示しする予定である旨申し添える。

以上